

武蔵村山市避難行動要支援者 避難行動支援プラン (全体計画)



平成27年3月

(令和2年9月改正)

(令和4年4月改正)

武蔵村山市

目 次

第1章	基本的な考え方	1
1	計画の目的	1
2	本市の取組み	1
3	計画の位置づけ	2
第2章	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の全体像について	3
1	避難行動要支援者名簿作成等の背景	3
2	個別避難計画等の背景	3
3	名簿と個別避難計画の関係	3
4	名簿作成等に必要の情報について	4
第3章	避難行動要支援者名簿について	6
1	名簿に掲載する者の範囲	6
2	名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	6
3	避難支援等関係者となる者	8
4	避難支援等関係者への依頼事項	8
5	名簿の更新と管理に関する事項	8
6	名簿情報の提供に際し情報漏えいの防止措置等	8
7	避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達体制	9
8	支援体制の確保	10
9	具体的な支援方法について	10
10	避難支援等関係者の安全確保	11
11	名簿情報の提供に不同意であった者に対する支援体制	11
12	安否確認・避難支援	11

第4章	個別避難計画について	13
1	個別避難計画の作成	13
2	個別避難計画を連携して作成する関係者	13
3	避難を支援する者の確保	13
4	個別避難計画の取り扱い等について	13
第5章	避難所等に関する事項について	14
1	避難行動要支援者の避難する場所	14
2	避難支援に協力を依頼する企業団体等の確保	14
3	避難所までの避難路	15
4	避難所での引継ぎと見守り体制	15
5	医療機関等の移送方法	15
資料編		17
資料1	避難行動要支援者の名簿作成等について	18
資料2	同意確認書	20
資料3	個別計画書の作成のための調査票	21
資料4	個別計画書	25

第1章 基本的な考え方

1 計画の目的

平成23年の東日本大震災は、想像をはるかに超える甚大な被害をもたらした多くの方々が犠牲となった。このことから、全国の自治体において災害時の避難支援体制を整えることが喫緊の課題とされ、特に災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者といった、いわゆる避難行動をとることが困難な方への避難支援の強化が急務となった。

このような状況を受け、国は、平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）を一部改正し、市町村が策定する地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者^{*1}の名簿作成が義務化された。

しかし、近年の災害においては、依然として高齢者や障害者等が犠牲となっており、甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風（台風第19号）等による災害を踏まえ、令和3年5月に法の一部改正が行われ、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設された。

市町村は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、基本的な考え方や進め方を取りまとめ、自分の身は自分で守る「自助」、地域や近隣の人々による「共助」、行政による「公助」の役割分担についても明確にするなど、避難行動要支援者への安否確認や避難支援の体制整備等を構築しながら、地域の安全・安心体制を強化することが必要である。

2 本市の取組み

武蔵村山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の避難行動要支援者対策を具体化するために、平成27年3月に「武蔵村山市避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）」（以下「全体計画」という。）を策定し、避難行動要支援者の避難支援に係る体制、災害発生時の対応、個別計画の作成方針等の基本的な事項を定め、災害時の避難支援の取り組みを進めている。

なお、全体計画については、令和元年東日本台風（台風第19号）等による災害での取り組みを踏まえ、災害時における避難行動要支援者への支援がより実効性のあるものになるよう、令和2年9月に一部改正を行った。

また、令和4年3月に地域防災計画の修正を行ったことから、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に関わる全体計画を一部改正するものである。

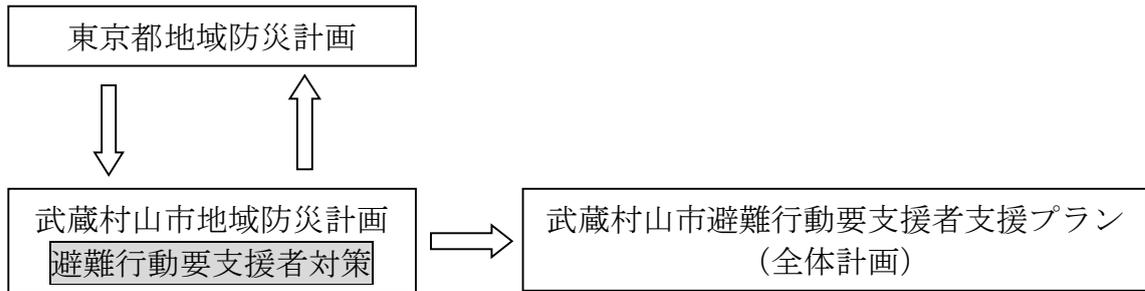
*1 避難行動要支援者

高齢者や障害者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「武蔵村山市地域防災計画」の「第3部 災害応急・復旧計画」の「第9章 避難者対策」における要配慮者の安全確保を具現化したものである。

【計画の体系図】



第2章 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の全体像について

1 避難行動要支援者名簿作成等の背景

東日本大震災の教訓を受け、平成25年6月の法改正により、以下の規定が盛り込まれた。

- (1) 避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の作成を市区町村長に義務付けた。
- (2) 名簿の作成に際して、必要な個人情報の利用が可能となった。
- (3) 平常時および災害時について、名簿情報を避難支援者に提供するための制度が設けられた。

2 個別避難計画等の背景

平成25年8月策定の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)では、避難行動要支援者名簿の作成に併せて、個別避難計画を作成することが適切であることや、望ましいことが示されていた。

しかしながら、近年の災害において、避難が適切に行われなかった事例があった状況を踏まえ、個別避難計画の作成について、更に促進されるようにするために、制度的な位置付けの明確化が必要であることから、令和3年5月の法改正により以下の規定が盛り込まれた。

- (1) 個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった。
- (2) 名簿及び個別避難計画の作成・更新事務について、個人番号を利用することができることとなった。

3 名簿と個別避難計画の関係

本市では、地域防災計画に基づき、名簿を作成する際に名簿を避難支援等関係者^{*2}へ情報提供することについての同意確認を行い、同意された方に対しては個別計画書を作成している。

今回の法改正では、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めなければならないとし、作成にあたっては、避難行動要支援者の同意を得なければならないとされた。

また、現在までに作成した個別計画書については、法の一部改正に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、改めて個別避難計画を作成する必要はないとしていることから、これまでに本市で作成した個別計画書については、個別避難計画として取り扱うものとする。

なお、法改正により個別避難計画の作成については同意が必要となったことから、令和4年4月以降に名簿登録に係る同意確認を行う際には、個別避難計画(個別計画書)の作成等についても、合わせて同意確認を行うものとする。

*2 避難支援等関係者

北多摩西部消防署、東大和警察署、民生・児童委員、武蔵村山市消防団、武蔵村山市社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等実施に携わる関係者等。

4 名簿作成等に必要の情報について

名簿作成等のための情報の把握については、①避難行動要支援者の抽出、名簿作成（資料1）、②避難行動要支援者へ同意確認書（資料2）、個別計画の作成のための調査票（資料3）の送付、③個別計画の作成、④避難支援等関係者へ情報提供の同意が得られた名簿（以下「同意者名簿」という。）及び個別避難計画の配布となる。

なお、関係部署は役割分担表（表1）のとおりである。

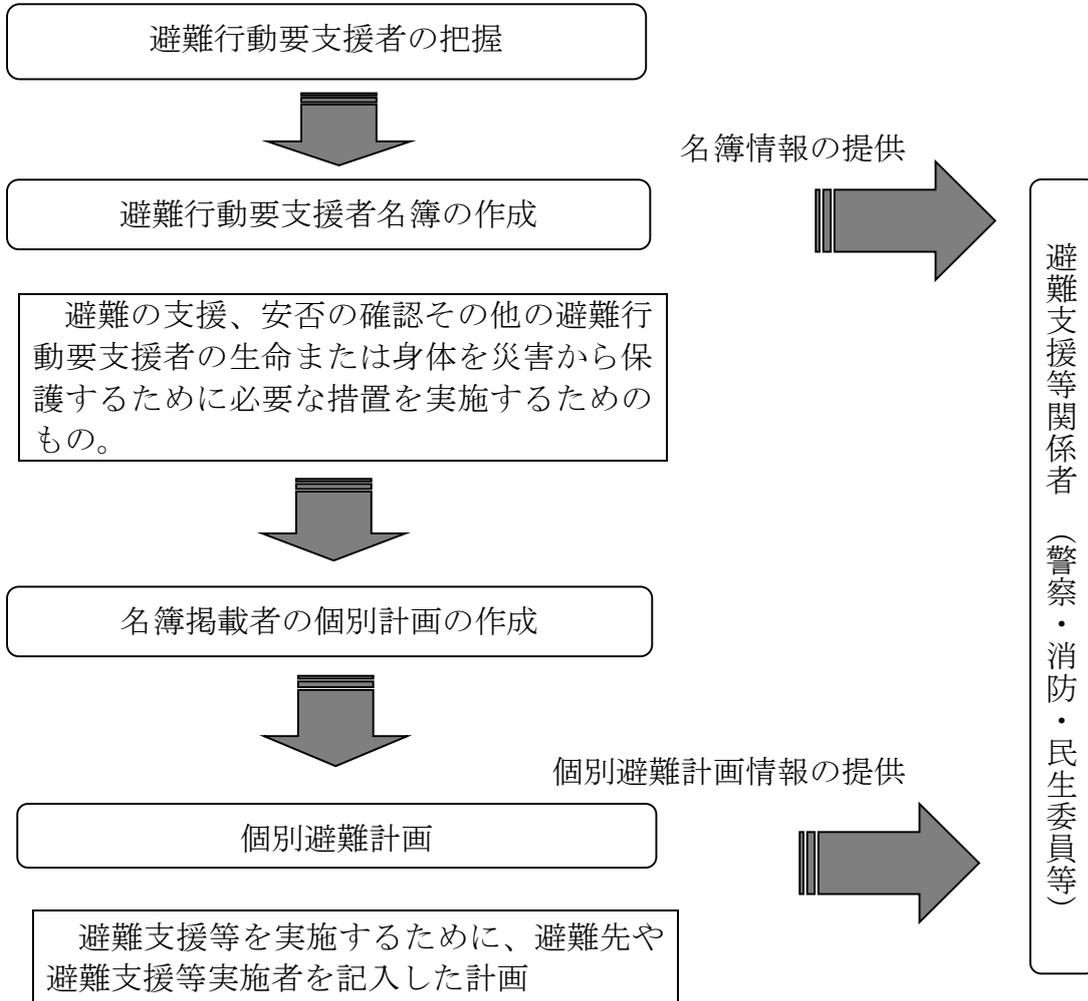
表1 関係部署の役割分担表

	総務部 防災安全課	健康福祉部 福祉総務課	健康福祉部 障害福祉課	健康福祉部 高齢福祉課	備考
避難行動支援プラン（全体計画）の作成	◎	◎	○	○	法改正や災害での取組み等を踏まえ改定する。
各課個人情報提供避難行動要支援者名簿の作成	—	◎	○	○	住民基本台帳障害・高齢システムから該当者を抽出し名簿を作成する。
避難行動要支援者へ同意・不同意の確認	—	◎	○	○	手紙等により同意確認を行う。
避難行動支援プラン（個別計画）作成・更新	—	◎	○	○	本人から提出された調査票を基に個別計画を作成する。
避難行動要支援者（同意者）名簿及び個別避難計画の配布	○	◎	○	○	同意者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援等関係者に配布する。

◎：取りまとめ等主導的役割となり、業務を推進する課

○：協働・支援的役割となり、業務を推進する課

【避難行動要支援者名簿・個別計画の全体構成】



第3章 避難行動要支援者名簿について

1 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲については、名簿（表2）に掲載する者の範囲のとおりである。ただし、施設入所者（施設入所者とは、市内の福祉施設等に入所している者又は市内に住民登録しているが、市外の福祉施設に入所している者をいう。）及び病院に長期入院している者については、避難行動要支援者名簿掲載に含まれない。

なお、障害等級、単身世帯等の状況により程度の範囲を定めているが、本人の状況や希望等によっては名簿に掲載する。

表2 名簿に掲載する者の範囲

区分	範囲 (施設入所者は、名簿の掲載に含まない。)
1	在宅で人工呼吸器を使用している方
2	(1)身体障害者手帳 ^{*3} をお持ちで障害等級が1級又は2級の方
	(2)身体障害者手帳をお持ちで視覚障害者の方
	(3)身体障害者手帳をお持ちで聴覚障害者の方
3	療育手帳(愛の手帳) ^{*4} をお持ちで障害区分が1度又は2度の方
4	精神障害者保健福祉手帳 ^{*5} をお持ちで単身世帯の方
5	(1)介護保険法に規定される要介護3から要介護5までの方
	(2)介護保険法に規定される要介護1及び要介護2で単身世帯の方
6	65歳以上のひとり暮らしの方で名簿登録を希望する方
7	1から6までのいずれかに準ずる方で名簿登録を希望する方

※掲載する者の範囲は、内閣府が平成25年8月に作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づくもの。

2 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1) 名簿作成に必要な個人情報の範囲

法第49条の10第2項の規定等により、名簿には次に掲げる事項を記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 家族による避難支援の可否
- ク 名簿情報の提供に関する同意又は不同意
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必

要と認める事項

(2) 個人情報の収集方法

名簿を作成するに当たり、名簿に掲載する者の個人情報の収集方法については、福祉担当所管（表3）で管理している個人情報の保有データ等から入手する。

表3 個人情報の入手先関係部署

名簿に掲載する者の範囲区分	関係部署
区分1	東京都福祉保健局
区分2	武蔵村山市健康福祉部障害福祉課
区分3	
区分4	
区分5	武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課
区分6	武蔵村山市健康福祉部福祉総務課
区分7	

*3 身体障害者手帳

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の別表に掲げる障害に該当し認定された方に対して、都道府県知事、指定都市又は中核市の市長が交付するものである。障害等級は1級から6級までに区分されており、数字が小さいほど障害が重度となる。

*4 療育手帳（愛の手帳）

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの方に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものである。東京都知事が発行するものは「愛の手帳」といい、障害の程度は1度から4度までに区分されており、数字が小さいほど障害が重度となる。

*5 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態であることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものである。障害の程度は1級から3級までに区分されており、数字が小さいほど障害が重度となる。

3 避難支援等関係者となる者

法第49条の11第2項の規定により、避難支援等関係者となる者については、以下のとおりある。

- (1) 北多摩西部消防署
- (2) 東大和警察署
- (3) 民生・児童委員
- (4) 武蔵村山市消防団
- (5) 武蔵村山市社会福祉協議会
- (6) 自主防災組織
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に携わる関係者

避難支援等関係者による支援は、避難行動要支援者が避難時において重要な役割を担うことから、市は、日頃からあらゆる手段を使って市民への呼び掛けを行い、避難支援等関係者の確保に努めるものとし、また、避難支援等関係者となる者には、必要に応じて名簿の情報提供を行う。

4 避難支援等関係者への依頼事項

避難支援等関係者への依頼事項については、市から避難行動要支援者へ災害時の支援活動について周知するほか、平常時においては、以下の内容について依頼する。

- (1) 避難行動要支援者の近況把握について
- (2) 名簿、個人情報等の適正な管理について
- (3) 防災訓練等への参加について

市は、全体計画、避難支援等関係者への同意者名簿及び個別避難計画を作成した後、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、武蔵村山市総合防災訓練や避難所体験訓練等の機会を捉え、避難訓練等に参加するよう呼び掛けし、防災に関する意識を啓発していくことが重要である。

また、それらの訓練を通じて、避難誘導に当たって配慮すべき事項等について検証する。

5 名簿の更新と管理に関する事項

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、名簿の更新については毎月行うものとし、紙媒体と電子データで名簿を管理する。

紙媒体の管理については、施錠できる書庫で管理し、電子データの管理は担当職員のみが、データの閲覧、更新等を行い、パスワード等により厳正な管理を行う。名簿掲載者が転出又は死亡、病院への長期入院や社会福祉施設への長期入所等が確認された場合は、更新時に名簿から削除する。

なお、同意者名簿については、年2回を目安に提供し、古い同意者名簿は必ず回収する。

6 同意者名簿情報の提供に際し情報漏えいの防止措置等

- (1) 同意者名簿情報の提供

平常時に名簿情報の提供を行う場合は、避難行動要支援者の本人同意が得られている場合に限り行う。また、重度の認知症、障害等により、個人情報 の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合などは、親権者 法定代理人等による代理人の同意により提供する。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難 行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために、特に必要があ ると認めるときには、法第49条の11第3項の規定に基づき、本人の 同意を得ていない場合でも、避難支援等の実施に必要な限度の名簿情報に ついて、避難支援等関係者へ提供する。

(2) 個人情報の適正な管理

ア 同意者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関 係者に限って提供し、紙媒体のものを配布する等、必要最低限の情報提 供を行う。

イ 同意者名簿の情報提供の際に、該当する避難支援等関係者に対して次 の4点について、情報漏えいの防止措置の徹底を図るものとする。

① 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者に守秘義務（知り得た 個人情報等を、むやみに他の者へ漏らしてはならない。）が課せられ ていること。

② 同意者名簿の保管は、必要な時に即座に使用できる体制をとりつ つ、通常は他人の目に触れない施錠可能な場所で保管すること。

③ 受け取った名簿は、必要以上に複製しないこと。

④ 同意者名簿の提供先が、個人ではなく団体である場合は、その団体 内部で同意者名簿を取り扱う者を限定すること。

ウ 名簿更新時等を捉えて、避難支援等関係者は、市へ同意者名簿情報の 取扱状況について報告する。

エ 同意者名簿の情報提供先に対しては、個人情報の取扱いに関する注意 事項の周知徹底を図る。

7 避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達体制

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

災害時において避難行動要支援者が避難するため、市から発令・伝達され る避難に関する情報等については、①高齢者等避難^{*6}、②避難指示^{*7}、③緊 急安全確保^{*8}の3段階である。

避難行動要支援者及び避難支援等関係者には、災害の可能性に備えるこ とや避難準備情報等が発令された時点で円滑に避難することができるよう 情報提供や伝達等を行い、避難の準備を促すものとする。

なお、災害発生のおそれの高まりに応じて、市町村が発令する避難情報 と国や都道府県が発表する防災気象情報は、5段階に整理（表4）されて いる。

また、水害・土砂災害などの自然災害の発生のおそれがあるときには、 早期注意情報^{*9}や大雨・洪水・高潮注意報^{*10}等の防災気象情報に留意し、大 雨警報等が発表されたら、市が発表する避難情報等に注意することが重要

である。

表4 避難情報と防災気象情報

警戒レベル	避難情報等	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル5	③緊急安全確保 ※1 (※市町村長が発令)	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） 命の危険 直ちに安全確保！
警戒レベル4	②避難指示 ※2 (※市町村長が発令)	災害の恐れ高い 危険な場所から全員避難
警戒レベル3	①高齢者等避難 ※3 (※市町村長が発令)	災害のおそれあり 危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル2	大雨・洪水・高潮注意報 (※気象庁が発表)	気象状況悪化 自らの避難行動を確認
警戒レベル1	早期注意情報 (※気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ 災害への心構えを高める

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになる。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

(2) 音声等による伝達

緊急かつ確実に避難に関する情報等を発令・伝達する手段は、防災行政無線（自動音声応答装置を含む。）放送や市の広報車、消防団等の車両出向による情報伝達放送、緊急速報メール、エリアメール、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等あらゆる伝達手段を活用して避難情報発令の伝達を行い周知する。

8 支援体制の確保

支援体制の確保については、本人から提出された調査票により、避難支援を依頼できる親戚、知人、近隣の住民等の存在を確認する。そこで、避難支援を依頼できる者がいない場合は、市が近隣の住民（民生・児童委員、自治会、社会福祉協議会、自主防災組織関係者等）に避難支援の依頼を行い、避難支援等実施者の確保に努める。

なお、避難行動要支援者の要介護状態区分、障害支援区分等にもよるが、極力避難支援等実施者が1人で何人もの避難行動要支援者の避難支援を担当しないように考慮する。

また、避難行動要支援者への避難行動支援は、避難支援等実施者の任意協力により行われるものであり、避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことや、支援者の不在や被災などにより、避難行動要支援者の支援が困難となる場合があることを十分に周知する。

9 具体的な支援方法について

避難行動要支援者への具体的な支援方法については、民生・児童委員や社

会福祉協議会等が日頃の活動等を通して、避難支援等実施者の担い手を確保することや避難行動要支援者が近隣住民や地域等との交流を図ることも大切である。

また、避難支援等実施者が避難行動要支援者との顔合わせや身体等の状況を把握するなど、災害発生時に備えて避難誘導や安否の確認等を行うために、事前に可能な範囲で確認をしておくことが必要である。

※令和元年6月に「民生委員・児童委員協議会における災害時対応マニュアル」を策定

10 避難支援等関係者の安全確保

避難行動を円滑に行うためには、避難行動要支援者のみならず避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。

そのためには、高齢者等避難情報の発令時に避難行動要支援者及び避難支援等関係者の双方が余裕をもって避難開始等の行動がとれるよう安全確保を十分配慮した上で、避難行動要支援者の支援を実施することが重要である。

11 名簿情報の提供に不同意であった者に対する支援体制

名簿による個人情報の提供に不同意であった者に対する支援体制については、原則、市が不同意者名簿を管理する。

通常時は非公開情報として扱うものとし、甚大な災害や緊急事態において、避難支援等関係者へ市が開示・提供する。

具体的には、法49条の11第3項の規定により、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときに、同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できることから、特に避難の時間的余裕がある風水害等の災害において、市が避難支援等関係者に対し、避難行動支援等を行うよう協力を求める。

また、災害時に、自衛隊、都道府県警察や消防からの応援部隊等、他の地域からの派遣で避難支援等を受ける場合については、市がそれらの部隊等へ名簿情報を提供する。

12 安否確認・避難支援

災害時に円滑かつ迅速に安否確認・避難支援を実施するためには、名簿を有効に活用することが重要である。

平常時から民生・児童委員や社会福祉協議会及び自主防災組織並びに地域住民等が顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことも大切である。

(1) 平常時から住民同士が顔の見える関係をつくっておくことが、災害時には円滑かつ迅速な安否確認・避難支援の実施につながるため、情報を共有できる関係づくりに取り組む。

(2) あらかじめ安否確認に携わる者の役割分担や確認の方法等を決めておく

ことも大切である。

- (3) 災害時においては、避難行動要支援者は自力で避難したり、救助を求めることが困難なため、本人・家族による「自助」、地域や近隣による「共助」による取組みが基本となる。

***6 高齢者等避難**

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報。

避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難所等へ立退き避難を完了することが期待できる。

***7 避難指示**

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報。

居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難所等へ立退き避難を完了することが期待できる。

***8 緊急安全確保**

災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が実の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し「立退き避難」を中心とした避難行動から「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める居住者等に対し発令される情報。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。

また、住居の構造・立地・周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。

したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要。

***9 早期注意情報**

気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として(正式には、翌日までは天気予報と同じ区分、2日先から5日先までは週間天気予報と同じ区分毎に)発表される情報。

***10 大雨・洪水・高潮注意報**

大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況(それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況)において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報。

第4章 個別避難計画について

1 個別避難計画の作成

災害時の避難支援活動を実効性のあるものにするため、名簿の作成に併せて、個人ごとの個別計画の作成を行うものとする。なお、この個別計画は、災害対策基本法による個別避難計画として整備する。

在宅で人工呼吸器を使用している者についても訪問等調査を実施し、個別避難計画を作成する。

また、個別避難計画を作成することについて、避難行動要支援者からの同意や外部提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者からの同意を確認することも必要である。

個別避難計画の目的は、避難行動要支援者に避難支援等を実施することであり、個別避難計画を用いることにより、あらかじめ決めた避難支援等実施者が避難先への避難の支援を行うなど、避難の実効性を高めることが重要となる。

2 個別避難計画を連携して作成する関係者

個別避難計画の作成を円滑に進めるには、庁内の防災・福祉・保健・医療などの関係各課のほか、民生・児童委員、福祉専門職、自治会、社会福祉協議会、自主防災組織関係者など、庁内・庁外の関係者間の連携を図るネットワーク等を活用した取り組みが重要である。

3 避難を支援する者の確保

避難を支援する者の確保が難しい避難行動要支援者については、避難支援等実施者の確保が課題である。

自ら避難支援等実施者を探すことや、地域の実情や状況等を踏まえながら、地域住民、自治会、自主防災組織等と避難行動要支援者をマッチングするなど、日頃からの関係づくりを促すことなどが大切である。

なお、個人や自治会等の組織が避難支援等実施者の候補者となることを了解した場合には、個別避難計画へ記載することで避難支援等の実施にあたる当事者として、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を共有することとなる。

4 個別避難計画の取り扱い等について

個別避難計画情報の提供、更新や管理、情報漏えいの防止、避難支援等実施者の安全確保、避難するための情報伝達体制等については、「第3章 避難行動要支援者名簿について」に記載されている各項目の内容等を遵守し、適正に対応する。

第5章 避難所等に関する事項について

1 避難行動要支援者の避難する場所

災害時に避難する場所は、大きく分けて「避難場所」と「避難所」の二つに分けられる。

(1) 避難場所について

震災後の建物倒壊や大規模火災などから身を守るためには、緊急に公園等のオープンスペースに避難して危険を回避する必要がある。市では37か所の小中学校の校庭や公園等を避難場所として指定している。また、自治会等によっては近隣の公園、児童遊園等を一時避難（集合）場所として計画している。

(2) 避難所について

ア 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ保護するために、市では27か所の小中学校の校舎及び体育館等を避難所として指定している。

イ 二次避難所（福祉避難所）

市では、高齢者、障害者、乳幼児等、避難所における生活が困難な要配慮者に対して、二次避難所（福祉避難所）を指定している。

また、一時避難（集合）場所や応急的な避難場所への避難については、屋外であることから、避難行動要支援者にとって、持病の症状の悪化等が危惧される場合もあり、避難行動要支援者の個別計画作成時においては、避難行動の選択の一つとして、直接、二次避難所へ避難する計画も考える必要がある。

2 避難支援に協力を依頼する企業団体等の確保

市は、二次避難所（福祉避難所）として、避難支援に協力ができる社会福祉施設や企業団体等との間において協定を締結し、二次避難所を確保するよう努める。

(1) 市内の福祉施設等との協定締結

協定締結をしている二次避難所は、一覧表（表5）のとおりである。

表5 二次避難所一覧表

	施設名称	用途	指定定員数
①	社会福祉法人村山福祉会 伊奈平苑	高齢者福祉施設	未定
②	社会福祉法人武蔵村山正徳会 サンシャインホーム	高齢者福祉施設	未定
③	東京都立村山特別支援学校	特別支援学校	未定
④	社会福祉法人あすはの会 福生第二学園	障害者支援施設	10人
⑤	介護老人保健施設 アルカディア	介護老人福祉施設	未定
⑥	社会福祉法人恭篤会 むさし村山苑	介護老人福祉施設	未定
⑦	介護専用型ケアハウス あいの実	高齢者福祉施設	未定
⑧	合同会社WALK	障害児支援施設	未定

(2) 市外の福祉施設等との協定締結

避難行動要支援者が二次避難所の定員以上発生した場合や、武蔵村山市が局地的に被災した場合を想定し、近隣市の医療機関や福祉施設等を利用することが可能となるように、協定締結を推進する。

3 避難所までの避難路

避難行動要支援者の避難路については、個別避難計画作成時にあらかじめ定めておくものであるが、その際は、可能な限り災害による被害の影響を受けない経路、整備された広い道路による経路、安全かつ最短となる経路等を考慮して避難経路を定めておく。また、避難所周辺の道路について「避難に支障が生じる状況」を確認した場合については、避難路の安全確保に努め避難を実施する。

4 避難所での引継ぎと見守り体制

避難所での避難行動要支援者の引継ぎと見守り体制については、避難支援等関係者が避難所において避難行動要支援者や名簿内容、個別避難計画等を避難所管理責任者へ責任を持って確実に引き継ぎする。

避難行動要支援者の避難所生活において、避難行動要支援者の行動管理や介助等身の回りの世話については、原則として避難行動要支援者の家族・親類等が行うものとし、また、家族・親類等がいない避難行動要支援者への見守り体制については、避難支援等関係者その他の者が継続的に生活支援を行うようあらかじめ本人・家族等と避難支援等関係者が話し合い、個別避難計画の作成時に決定する。

5 医療機関等への移送方法

避難行動要支援者を速やかに医療機関等へ移送する方法（車両等）については、避難行動要支援者の家族等と避難支援等関係者が、あらかじめ話し合っただけで定める。

また、市と移送業者との間で災害時の人員移送等に関する協定を締結する等、移送方法や手段の充実を推進する。

資料編

避難行動要支援者の名簿作成等について

■ 主旨について

平成25年6月の災害対策基本法(以下「法」という。)の一部改正に伴い、(注1) 避難行動要支援者名簿の作成が義務化された。また、令和3年5月の法の一部改正により、本人の同意を得られた場合は(注2) 個別避難計画の作成が努力義務となった。

市では、この法律に基づいて名簿及び個別避難計画を作成し、本人の同意により、災害時の円滑で安全な避難支援のために、平常時から消防や警察などの(注3) 避難支援等関係者に名簿及び個別避難計画情報を提供する。

については、(注4) 名簿登録の対象者となる方に対して、「同意確認書」及び「個別計画の作成のための調査票」を送付し、必要事項を記入し御返送してもらう。(本人の同意が得られない場合でも、災害発生時には生命保護のため、法律に基づき、名簿情報を避難支援関係者に提供する場合がある。)

■ (注1) 避難行動要支援者

高齢者や障害者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方。

■ (注2) 個別避難計画

避難支援等を実施するために、避難先や避難支援等実施者を記入した計画。

■ (注3) 避難支援等関係者

北多摩西部消防署、東大和警察署、民生・児童委員、武蔵村山市消防団、武蔵村山市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織その他の避難支援等実施に携わる関係者等。

■ (注4) 名簿登録の対象者について(施設入所者の方は、含まれません。)

- ① 在宅で人工呼吸器を使用している方
- ② 身体障害者手帳をお持ちで障害等級が1級又は2級の方
- ③ 身体障害者手帳をお持ちで視覚障害者の方
- ④ 身体障害者手帳をお持ちで聴覚障害者の方
- ⑤ 療育手帳(愛の手帳)をお持ちで、障害の程度が1度又は2度の方

- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで単身世帯の方
- ⑦ 介護保険法に規定される要介護3から要介護5までの方
- ⑧ 介護保険法に規定される要介護1及び要介護2で単身世帯の方
- ⑨ 65歳以上のひとり暮らしの方で名簿登録を希望する方
- ⑩ ①から⑨までのいずれかに準ずる方で名簿登録を希望する方
(※対象者については、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づくもの。)

■ 提出書類について

毎月、新たに避難行動要支援者名簿に登録された方に「同意確認書」と「個別計画の作成のための調査票」を送付する。

- (1) 情報提供に同意される方
「同意確認書」と「個別計画の作成のための調査票」を記入のうえ返送する。
- (2) 情報提供に同意されない方・長期入院や施設入所の方
「同意確認書」を記入のうえ返送する。
- (3) その他
本人による記載が不可能な方は、家族等による代筆は可とする。
返送がなかった方は、不同意と判断し、平常時には避難支援等関係者へ名簿及び個別避難計画の情報は提供しない。

■ 個人情報の取扱いについて

管理責任や保管方法等を協定等の内容にて明確化し、避難支援等関係者が責任を持って取り扱い、保管・管理する。

■ 今後について

武蔵村山市では、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）及び個別避難計画を作成し、避難支援等関係者に対し配布し情報提供を行う。

■ 問合せ先

健康福祉部 福祉総務課 地域支援係
☎ 042-565-1111（内線200）

同意確認書

住 所	武蔵村山市
氏 名	(名簿登録されている方)
電話番号	— —

令和 年 月 日

災害発生時において、避難行動要支援者は、情報提供に同意することにより、避難支援等関係者（消防署、警察署、民生・児童委員など）から避難行動支援を受ける可能性が高まりますが、必ず受けられることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

私（避難行動要支援者）は、上記の内容を理解し、私の生命又は身体を保護するために、私が調査票に記載した内容を、武蔵村山市地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供すること、個別避難計画（個別計画書）を作成・提供することについて、（いずれかにチェックをお願いします。）

同意します

（別紙 2 「個別計画の作成のための調査票」の記入をお願いします。）

同意しません

（別紙 2 「個別計画の作成のための調査票」の記入は必要ありません。）

（同意されない方は、下記の理由欄にチェックをお願いします。）

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 自力で避難できるから。
<input type="checkbox"/> 家族や近所の方の支援を受けられるから。
<input type="checkbox"/> その他
() |
|---|

施設に入所しています（予定も含む）

病院に長期入院しています（予定も含む）

（施設入所及び長期入院の方は、避難行動要支援者名簿の登録から外れます。）

（病院を退院された方は、お手数ですがご連絡ください。）

問4 何人で暮らしているか、記入してください。

() 人暮らし

※ 「ひとり暮らし」の方は問7以降へ

問5 同居している全員の方の続柄について、○をつけてください。

配偶者 ・ 親 ・ 子 ・ 子の配偶者 ・ その他 ()

問6 同居している場合でも、お一人になる時間帯がありましたら、記入してください。

曜 日	なし ・ 週 回 (日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土)
時 間	午前 ・ 午後 時 分頃から 午前 ・ 午後 時 分頃まで

問7 定期的に施設（デイサービスなど）を利用している場合は、記入してください。

ア	施設名	
	利用日	週 回 (日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土)
	時 間	午前 ・ 午後 時 分頃から 午前 ・ 午後 時 分頃まで
イ	施設名	
	利用日	週 回 (日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土)
	時 間	午前 ・ 午後 時 分頃から 午前 ・ 午後 時 分頃まで

問8 定期的に通院している医療機関がありましたら、記入してください。

ア	名 称	
	所在地	
	治療の病名	
	通院頻度	
イ	名 称	
	所在地	
	治療の病名	
	通院頻度	

問9 見ること、聞くこと、話すことについて、○をつけてください。

- ア 見ること…… 見えない ・ 見えにくい ・ 問題ない
- イ 聞くこと…… 聞こえない ・ 聞こえにくい ・ 問題ない
- ウ 話すこと…… できない ・ 少しできない ・ 問題ない

<見ること、聞くこと、話すことについて、具体的に記入してください。>

問10 立つこと、歩くことについて、○をつけてください。

- ア 立つこと…… できない ・ 少しできない ・ 問題ない
- イ 歩くこと…… できない ・ 少しできない ・ 問題ない

<立つこと、歩くことについて、具体的に記入してください。>

問11 あなたが外出する際に必要なものについて、○をつけてください。

- 必要ない ・ 杖 ・ シルバーカー ・ 車いす ・ 介添え

問12 災害が発生して避難しなければならない時に、配慮してほしいことがありましたら、記入してください。

--

問13 災害時に家を失うなどして、一時的に宿泊滞在するために近くで考えている避難所はどこですか。「照会文書」裏面の「【参考】避難所一覧」を参照して、記入してください。

(一覧以外の場所は、名称等を具体的に記入してください。)

避難所名称	

問14 災害が発生した場合に、近くの親戚やお友達などで、手助けしてくれる方（支援者）がいるか、○をつけてください。

いる ・ いない

※「いる」方は問15・問16・問18へ、「いない」方は問17・問18へ

問15 手助けしてくれる方（支援者）に確認のうえ、お名前などを記入してください。

第一順位	フリガナ			関係		
	名 前					
	電話番号	—	—	携帯番号	—	—
	住 所					
第二順位	フリガナ			関係		
	名 前					
	電話番号	—	—	携帯番号	—	—
	住 所					

問16

問15で記入したお名前の方へ、今回の調査内容（個別避難計画「個別計画書」）をお渡ししてもよいか、○をつけてください。

はい ・ いいえ

問17

手助けしてくれる方（支援者）がいない方は、手助けしてくれる方（支援者）を探すため、民生委員さんなどに相談してもよいか、○をつけてください。

はい ・ いいえ

問18

自治会に加入しているか、○をつけてください。

している （ 自治会） ・ していない

～調査にご協力いただき、ありがとうございました。～

個別避難計画

NO.

令和 年 月 日現在

フリガナ		性別	電話番号	
氏名			FAX	
生年月日		歳	携帯番号	
住所				
現住所				
メールアドレス				

身体障害		知的障害		精神障害	
要介護度		世帯区分			
拡張項目	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器使用 <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> 酸素吸入器使用 <input type="checkbox"/> 支援者等への情報提供可				
特記事項					
情報伝達での留意事項					
避難誘導時の留意事項					
その他留意事項					
かかりつけの医療機関	医療機関名		電話番号		
	治療疾患		備考		
	医療機関名		電話番号		
	治療疾患		備考		
日頃の生活状況					
民生委員		電話番号			
自治会名	自治会				

緊急連絡先	①	フリガナ		続柄		電話番号	
		氏名			携帯番号		
	②	フリガナ		続柄		電話番号	
		氏名			携帯番号		
支援者情報	①	フリガナ		続柄		電話番号	
		氏名			携帯番号		
		住所等					
	②	フリガナ		続柄		電話番号	
氏名			携帯番号				

フリガナ		性別	電話番号	
氏名			FAX	
生年月日		歳	携帯番号	

避難場所、避難所名		③		
①		④		
②		⑤		

--	--	--	--	--

武蔵村山市避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）

発行年月日 令和4年4月
発行 武蔵村山市
編集 武蔵村山市健康福祉部福祉総務課
〒208-8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
TEL 042-565-1111